

第6章 計画推進の考え方

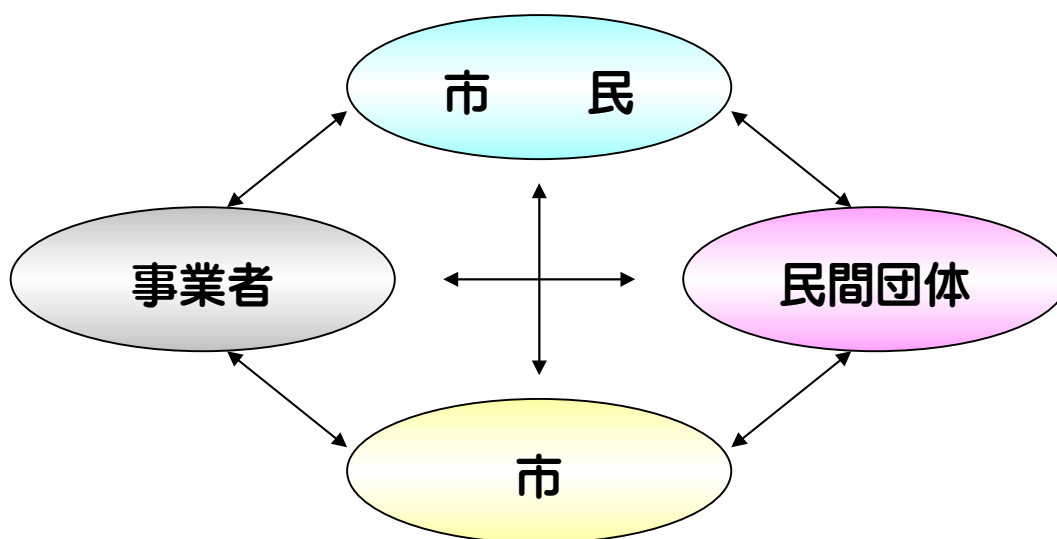
1 計画推進における各主体の役割

(1) 本市の環境を支える主な主体

本市では、環境づくりを担う主体を大まかに「市民」、「市」、「事業者」、「民間団体」の4つに分けて考えることとします。

理想とする環境像や取り組み目標を実現するために、小さな取り組みであっても、多くの人々が着実に取り組みを進めていくことが重要です。

また同時に、環境づくりに関わるあらゆる主体が、それぞれの役割を認識し自立した取り組みを進めつつ、それぞれの取り組みの目的を共有し、お互いの役割や立場の尊重・信頼にもとづくパートナーシップ（協働・連携・協力）をはかっていく必要があります。



(2) 取り組みの考え方

環境への取り組みを進める上で「知る・考える」「行動する」「伝える」の3つを取り組みのキーワードとします。

「知る・考える」

なぜ、環境問題が問われているのか、自らの生活・事業活動等とどうかわりがあるのか、何ができて何をすべきなのか等について、知り・考える。

「行動する」

それぞれの立場で取り組みを進める。

「伝える」

知ったこと・考えたこと、行動したこと等を広く伝える。

(3) 各主体の役割

「市民」「市」「事業者」「民間団体」のそれぞれの主体が、それぞれの役割を認識し、互いに尊重・協働しながら、「知る・考える」、「行動する」、「伝える」ための取り組みを進めていきます。

各主体の役割と取り組みを進める上での考え方について、以下に示します。

なお、ここに示すのは、あくまでも基本的な考え方です。それぞれの主体が、それぞれできること、すべきことを考え、自らのバランスのもとで小さくても取り組みを継続していくことが大切です。

『市民の役割』

市民・・・本市で暮らし、働き、学ぶ人、及び本市を訪れる人も含め、
美馬市にかかわる個人

○知る・考える

マスコミ・行政・民間団体等が公開・提供する情報に関心を持ち、環境問題を自らの問題として自覚し、日常の暮らしのあり方を見直します。

○行動する

市や民間団体等が実施する、さまざまな活動やイベントに参加・協力します。
日常生活の中で環境に配慮した暮らし方を実践します。

○伝える

自らが知ったこと、考えたこと、行動したことを家族や友達等と話したり、考えを伝えることで環境意識の向上を推進します。

『市の役割』

市・・・市役所及び関係機関の職員

○知る・考える

環境に関する情報を収集し、他の自治体とも情報交換を行います。

○行動する

当該計画を基本として、本市の環境づくりを進めます。

国や県との連携・協力による広域的な環境の中での取り組みを進めます。

公共事業や事務作業等における率先的な取り組みを進めます。

○伝える

収集した情報を市民、事業者、民間団体に伝えます。

『事業者の役割』

事業者・・・市内に事業所を持つ事業所及びその従業員

○知る・考える

市の環境の現状や市の施策に関心を持ち、認識を深めます。

自らの事業活動が環境に与える影響、負荷について把握・認識します。

環境影響を少なくするための技術開発や仕組みの工夫を推進します。

○行動する

環境への負荷を抑えた事業活動を行います。

市や市民、民間団体の取り組みを理解するとともに、参加・協力します。

自らが主体となって取り組みを展開する等、地域の環境づくりへの貢献をします。

○伝える

事業者としての環境への取り組みの紹介や情報の公表をします。

『民間団体の役割』

民間団体・・・地域の関連団体（自治会・婦人会等）本市内を活動の場とする環境づくりを目的とするNPO、市民グループ等

○知る・考える

地域の自然環境の情報等、活動に関わる情報の収集をします。

行政の取り組みについて関心を持ち、必要に応じて提言等も行います。

○行動する

地域の環境保全活動に積極的に取り組みます。

環境負荷の少ない活動を行います。

市の施策への参加・協力をします。

市と市民の間をつなぐ役割をになうための取り組みを行います。

○伝える

収集した情報については、市や市民、事業者等にも伝え、共有をはかります。

（４）広域的な連携の推進

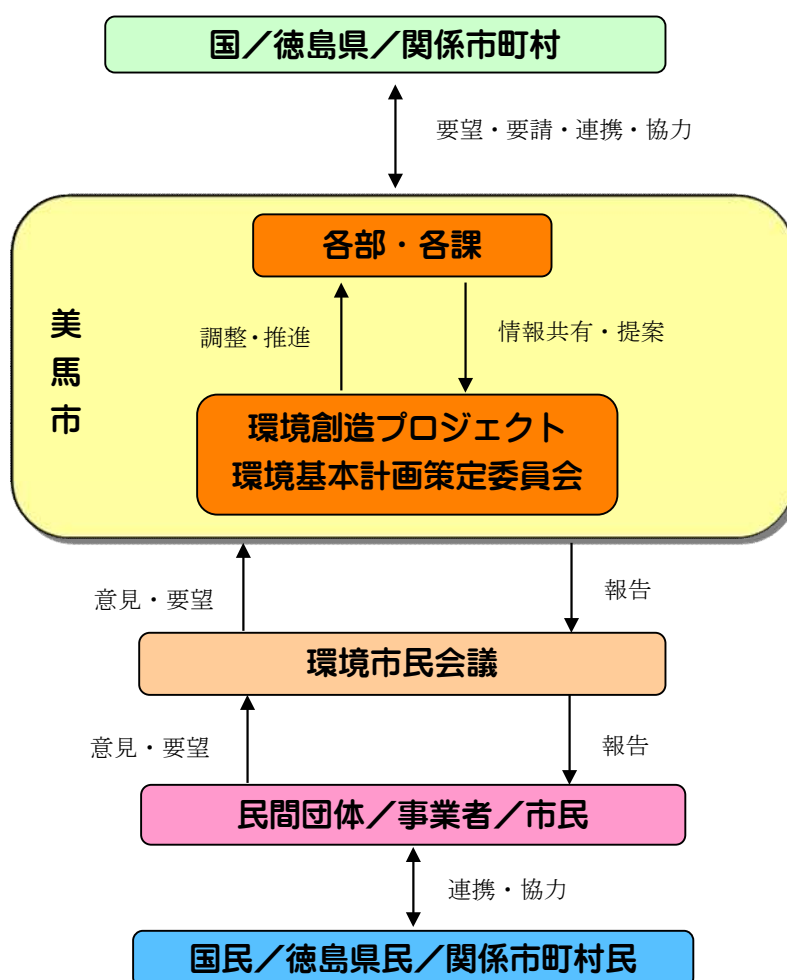
環境問題の解決や環境づくりの推進に不可欠な広域的な視点からの取り組み、境界のない環境づくりを効果的に推進していくため、国や県、近隣の地方自治体、吉野川流域の地方自治体等、環境の特性を考えた広域的な連携による取り組みを推進していきます。

- ・ 国、県との連携・協力による取り組みを推進します。
- ・ 阿讃山脈、四国山地、吉野川流域等、環境構造の特性に応じた関係自治体との連携をはかり、自然環境のまとまりや生態系・水脈等のつながり等に配慮した取り組みを推進します。
- ・ 四国４県における連携した取り組みを推進します。

2 計画推進のための体制

計画の推進にあたっては、市、市民、事業者及び民間団体それぞれが、それぞれの役割を認識し、パートナーシップ（協働・連携・協力）による取り組みの推進をはかっていくための体制づくりを進めます。

取り組みの実行をはかる市、市民、事業者、民間団体等の各主体が、それぞれ自立し、対等な立場のもとでパートナーシップによる取り組みを推進していくことによって、本計画の実効性を高めるとともに、持続的・効果的な推進をはかります。



3 計画推進のためのしくみ

取り組みを“持続可能”とし、計画の実効性を高めるため、また計画を円滑かつ効果的に進めるため、計画を進行管理する仕組みが必要です。

本計画に基づく施策の進捗状況や、目標の達成状況を定期的に把握・評価し、施策や目標、更には必要に応じて計画内容の見直しを行うことによって、継続的に取り組みが推進される仕組みづくりを行います。



○環境管理（マネジメント）システムによる計画の進行管理

市の施策として「環境基本計画」及び「地球温暖化対策実行計画」を推進します。

庁内の横断的な組織である「庁内会議（部長会等）」にて、施策の実施状況を定期的に調査・把握しながら、全庁的かつ横断的な取り組みの推進をはかり、進捗状況の公表を行います。

計画や取り組みの進捗状況について把握、評価を行います。

○財政措置

環境基本計画を実践・推進していくために必要な、財政的な措置をはかり、市民・事業者・民間団体による取り組みに関して、適正な支援制度や助成制度の導入を検討していきます。

○情報提供の推進

環境の現状や計画に関わる取り組みの進捗状況、さらには環境の取り組みを進めていく上でのさまざまな情報の提供を行っていくため、市広報の有効活用をはじめ、市ホームページでの環境情報の提供による環境情報システムづくりを行います。